

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 吉永 匡史

吉永匡史氏の論文『律令軍事構造の研究』は、古代律令国家の軍事力について、律令法の日唐比較など制度的視点から解明を試み、軍団制を中心に、関制度や追捕制度を取りあげ、軍事力のあり方や機能を明らかにしたもので、貴重な実証的研究成果である。

第一部「日本古代の軍事構造」では、軍団制について、大宝律令とともに常備軍として成立し、国司の下部機構として「糺察」活動の実行手段として機能したことを明らかにし、戦時には征討軍の主力にはなったものの、朝鮮半島への侵略戦争を軍団制の主目的と想定する説を否定した。また日唐田令の屯田制を比較分析し、唐では辺要における重要な軍事財源として設定されたのに対して、日本では皇帝の供御財源という面だけを継承したことを明らかにし、財政面でも軍事費が地方支配構造のなかに組み込まれていたと論じる。

第二部「律令関制度の研究」では、日唐の関市令の詳細な分析から関のシステムを解明し律令軍事体制を明らかにする。従来古代の三関は日本独自のものと考えられてきたが、唐令が規定する京師防衛という関の性質を継受して大宝律令によって構築されたことを明らかにし、こうして規定された国家的「関」のほかに、国司により設置される「劄」が並立する二重構造があったと論じ、関の管理に軍団が大きな役割を果たしたとする。

第三部「追捕制度にみる軍事力の諸形態」では、日唐の捕亡令を取りあげ、犯罪者の追捕のあり方から法と軍事力の関係を考える。八世紀初頭には外征軍が想定されていなかったが、征討の実施にともない条文の変更が行われたことや、実際の治安維持は国司・郡司・軍団の連携によって行われたことなどを指摘する。終章では日本律令に軍事色が弱いことに注意し、九世紀以降に国司が中心となる軍事力編成に変化することを述べる。

古代軍事史についての先行研究を総括した上で、それに正面から向き合い、軍団制を基軸に堅実な結論を示していて、誠実な研究姿勢がうかがわれる。方法的論には、とくに関市令・捕亡令について最新の北宋天聖令を参照して緻密に分析し、中国史料も取り上げて仁井田陞以来日本学界で進められてきた唐令復原研究の発展にも貢献していることが特記できる。律令軍制全体の解明のためには軍防令の検討が残されていることや、軍団の動的・実態的分析など今後の検討を期待したい点もあるが、高度な研究成果であることは言うまでもない。

以上より本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい独創性の高い業績として認めるものである。